

第 2 回

新宿区障害者施策推進協議会

平成25年2月4日（月）

新宿区福祉部障害者福祉課

午後 2時00分開会

○障害者福祉課長 それでは皆さん、こんにちは。そして、お忙しいところ、本日は御出席をいただきましてありがとうございます。

私は、障害者福祉課長の向でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、平成24年度第2回新宿区障害者施策推進協議会でございます。

初めに、委員の出欠状況について御報告を申し上げます。総数29名中、現在20名の委員の御出席をいただいております、過半数を超えてございますので定足数には達してございます。本協議会は有効に成立をしているということをまず御報告を申し上げたいと思います。

また、新宿区の人事異動に伴いまして、本協議会の委員である総合政策部長が寺田にかわりまして針谷が就任をいたしました。本日は職務の都合により欠席でございますが、御報告を申し上げます。

それでは、進行のほうを村川会長、よろしく願いを申し上げます。

○村川会長 改めまして、皆さんこんにちは。それでは、早速24年度の第2回障害者施策推進協議会を始めてまいりたいと思います。

皆様方には、既に区役所のほうから次第、資料、御案内があるかと思いますが、本日の進め方といたしましては基本的に3つの議題でございまして、1つ目は、新宿区基幹相談支援センターの現況報告。2つ目として、新宿区内の障害者福祉施設基盤整備の現況報告。そして3つ目の議題としまして、障害者総合支援法の施行に向けた動きと、これも現況報告ということでございます。

本日はおおむね15時30分ごろまで、約1時間半ということで進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

それでは、初めに事務局から資料の確認、説明をお願いいたします。

○障害者福祉課長 事務局でございます。

それでは、まず、事前にお送りいたしました資料の確認をさせていただきます。まず、次第がございまして、そのほか都合資料1から資料8までございますが、そのうち資料4、資料5を除く資料については事前に配付をさせていただいております。なお、資料4、資料5につきましては、本日、机上に配付をさせていただいております。御確認のほう、よろしく願いいたします。

それから、資料4につきましては、事前にお送り申し上げました式次第のタイトルと変更になってございますので、その点について、あらかじめ御了承いただければと思います。新

たなタイトルとしては「障害者（児）の計画相談支援のお知らせ」というのが資料上のタイトルになっているということでございます。

資料の不足等がございましたらば、恐れ入りますが挙手等をいただければ事務局のほうで対応をさせていただきたいと思えます。

いかがでしょうか。

○村川会長 資料は大丈夫でしょうか。よろしいですか。

それでは、早速始めてまいりたいと思えます。

まず、第1番目の議題としまして、新宿区基幹相談支援センターの現況報告についてお願いします。

○障害者福祉課長 再び事務局でございます。

御説明をさせていただく前に、基幹相談支援センター、さまざまな業務を行っておりますが、今回、本日の議題に直接深く影響するものとして、1点目が虐待防止センターの立ち上げ、もう一つがサービス等利用計画の作成というのがございます。したがって、本日の御説明はその2つを中心にした形での御説明というふうにさせていただきたいと思えます。

それでは、まず資料1をごらんください。タイトルが「新宿区基幹相談支援センターの運営に関する指針」というタイトルになってございます。

このうち、第2条（7）というところをごらんいただきますと、このセンターの業務の一つとして「サービス等利用計画の作成及び作成に関する支援」というふうになってございます。このみずからつくる、あるいは作成の支援をするというのが基幹相談支援センターの業務の一つに位置づけられております。

裏のページをお願いいたします。2ページになります。今、申し上げた条項の説明書きが一番最後（7）というところに書いてございます。「サービス等利用計画の作成及び作成に関する支援」の中身ということで、「サービス等利用計画を作成する他、指定特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所及びセルフケアプランを作成する障害者やその家族等に対し、必要に応じて福祉サービスに関する情報提供や助言等を行う。」ということで、この条項に書いてあることについて後ほど御説明をいたしますが、新宿区としても今後しっかり取り組んでいくということになります。

あわせて、もう一つの柱であります虐待防止センターに関することとして、同じページの（5）イです。こちらをごらんください。

読みます。「障害者・児に対する虐待の発生防止、早期発見及び虐待への対応、並びに、

権利擁護に関する必要な支援に関すること。」というところでございます。このような形で、この指針に位置づけられた内容について、主に平成24年度、今年度の上半期は虐待防止センターの設置の取り組み、今後はサービス等利用計画の作成というのが2本柱になってございます。

次に、資料2をお願いいたします。

こちらは、民生委員等々も含めて、区民の皆さんに既にお配りをしている障害者虐待防止法に関するパンフレットになります。ごらんとおり、1ページ目というか見開きは、何かがあったときに私どもの虐待防止センター、障害者福祉課に設置をしてございますが、こちらに連絡をくださいというのをまず重きを置きましたので、ここに連絡先がまず入っています。

続きまして、次の2ページをお願いいたします。見開き左側になりますが、タイトルに「障害者虐待防止法ってどんな法律？」というふうに書いてあります。法律の中身が次のページに書いてあるということでございます。

右側、3ページ目になりますけれども、「こんなことが虐待になります」ということで、具体的にはこういった5類型になりますけれども、こういうことが虐待になりますよということコンパクトにここには書かせていただいております。

最後、裏面をごらんいただきますと、これは「障害者虐待に気づくためのチェックリスト」ということで、例えば区民の皆様が、自分のお隣に住んでいらっしゃる方とか、施設に通所されている方を見て、例えば身体的虐待のサインということでは背中などに傷が見られると、こういったことで大丈夫だろうかというふうにお考えいただいたときに、1ページ目になりますけれども、私どものほうに御連絡をいただいて、そして対応させていただくと。そんなようなことをお知らせをしたのが、こちらのパンフレットということでございます。

次に、資料3をお願いいたします。

資料3につきましては、障害者虐待防止センター実務マニュアルの暫定版ということでございます。こちらは区民の皆様にお配りするというよりは、私ども、虐待防止センターの職員、区の職員が通報等があったときにどういうふうに対応していけばいいのか、各人職員一人一人がこれを手元に置いて対応していくための職員用のマニュアルということでございます。次に「暫定版」と書いてあります。これ「暫定版」が取れて完成版になるのが、年度末までに作業をしていきたいと思っておりますけれども、その違いはさまざま事例なんかでも通報でございますので、そういったものをここに書き加えて、そして完成をさせていこう

というふうに考えているところでございます。

内容については、かなりのページになりますので割愛をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、今、障害者虐待防止についての、既に対応のあったケースがあったと申し上げましたが、そのケースにつきまして、個人が特定されないような範囲で、具体的にどのような通報があり、どのような対応をしたのかということについて、特徴的なケースを支援係長の根本のほうから御報告を申し上げます。

○支援係長 それでは、支援係の根本です。事例のほうをちょっと御説明をさせていただきたいと思います。

今、課長が説明しましたように、10月から虐待防止センターの機能を置きまして対応してまいりました。数的には、1月末までの現在で、今、チラシに書いてありますが、擁護者による障害者虐待ではないかということで連絡のケースがあった方が5件です。障害者施設従事者等による障害者虐待が行われているんじゃないかというところが1件ということで、今まで計6件ということで対応させていただいております。チラシのように専用ダイヤルを引きましたけれども、ほとんどこの6件に関しては直接この専用ダイヤルにかかってくるということではなくて、関係機関の方から、うちの職員が連絡をいただいて対応したということになっております。

内訳は、知的障害の方が2件、身体障害者の方が2件、身体と精神の方が1件ということです。あとは施設の方ということになっております。ですので、当初、精神障害の方の相談とか届け出とか通報が多いのかなという予想をしていたんですけども、その辺はちょっと余りいなかったということです。

事例としましては、1件、10月中旬に関係機関から相談があったケースは、夫婦でお住まいなんですけど、奥様から経済的な虐待とかネグレクトを受けているんじゃないかということで、奥様が本人に対して介助の拒否をしているということで、本人はかなり痩せている状況で、風邪もなかなか治らないし、おなかもいつもすいている状況だということで、お小遣いも当初は週1,000円という話だったんですけど、週120円しか与えられていないということで、あと洋服とか髪の毛とか爪も、洋服も毎日同じものを着て汚れていたりとか、髪の毛も爪も伸び放題だということで、このまま放っておくとなかなかちょっと本人、痩せてしまっていて、ある程度危険な状態が出てくるんじゃないかということで連絡がありました。

うちのほうは、すぐ連絡があったその日に受理会議を開かせていただいて、どういう形で

対応していくかということで、処遇の方針を決めさせていただいて事実確認をさせていただいております。

このケースは虐待ということを前面に出すのではなくて、御本人の希望とか奥さんの状況もよく聞き取りをして対応しようということで、通報を受けてから7回ほど御本人さんや奥様や関係機関の方や、あとのことの方、生活保護を受けていらっしゃいましたので、生活保護のワーカーと連絡調整をさせていただいて、7回ほど方針のほうを固めていったということになります。

最終的には、御本人も奥様から離れて自分で生活をしたいというような御希望がありましたので、11月末に区内ではないですけれども、都内の施設、身体障害者の施設のほうに入所しております。奥様のほうは奥様のほうだけで生活保護を受給という形にさせていただいて、本人は生活保護をやめて年金で施設で生活をするという形で、奥様にもきちんとお金が行くという状況なのと、御本人は年金が施設で利用されて余った部分に関しては、奥様に送金をするというような形で約束をさせていただいて、今、お二人別れて生活をしているという状況があります。

今のところ、措置とかという強制的な分け方ではなかったんですが、本人は施設に入って安定した生活をしておりますし、奥様のほうも時々いろいろ生活保護のほうの職員さんのほうにいろいろ話はしているようですけれども、特に連れて帰ってくるとか、お金に関して何か要求するようなことは特になくて、今、2人離れて生活していて安定しているというような状況になっております。

簡単な事例ですが、以上です。

○障害者福祉課長 それでは、今の事例が具体的に処遇等をさせていただいた事例ということで、逆に申し上げれば、それ以外の事例については、経過を見ていけば大丈夫だろうとか、あるいは中には、お子さんが親御さんと同じ健康保険に入っていないのは、これは虐待ではないかということではないんですけれども、そんなようなことも含めて、どうなんだろうかというような連絡も入っているんです。そういった部分も含めた件数ということでございました。

それでは、話題をまた変えまして、資料4をお願いいたします。「障害者（児）の計画相談支援のお知らせ」という資料でございます。

先ほど来の虐待防止センターの設置は法律で10月1日と決まっておりましたので、それまでやってまいりましたが、それを受けて今度は今、こちらの計画相談支援のほうに今は重

点を置いて取り組みをこれから開始するという状況でございます。

上3行をちょっと読ませていただきますと、障害者自立支援法が改正され、平成24年4月、昨年4月ですね、から障害福祉サービスを利用するに当たって、障害者の計画相談支援による「サービス等利用計画」が必要となりましたので、順次御案内いたしますということで、皆様、既に御案内だと思いますが、すべての利用者に対してサービス利用計画の提出をお願いするということについては、平成27年4月からそういう取り組みをしますということが法令等で定められておまして、現在はその経過措置ということで、そこに向かって件数を少しずつふやしていくとか、つくり始めていくとか、今、そういう段階でございます。

最初に、「サービス等利用計画とは」ということで、こちらに内容を書かせていただいております。ここは割愛をいたしますが、次に「セルフプラン」ということが書かれています。こちらについて御説明申し上げますと、専門員が作成するサービス等利用計画にかえて、御自身や身近な方が作成したセルフプランを提出することもできます。セルフプランを御希望の方は区役所までお問い合わせくださいということでございます。

制度的には、いわゆる事業所指定を受けた特定相談支援事業所、現在この表にございますけれども3事業所。今、何事業所か手を挙げようという状況なんです。こちらの事業所にこういったプランをつくっていただくという制度であるとともに、一方では、こういった事業所に頼まなくても御本人がつくったり、あるいは御本人の御家族とか、あるいはどなたかにお手伝いをしていただきながら自分たちでつくっていただくということが法律上認められているんです。そういったようなこともありますよというようなことを今後、計画相談、要はプランをつくる方にはお知らせをして、それでその中で、どちらがいいかなということを御本人様に選択をしていただくという形で新宿区はやっていこうというふうに考えてございます。

裏のページをお願いいたします。

上が計画相談支援、いわゆる事業所のほうにお願いをした場合の決定のプロセス。それに対して、下のほうは御自身であるとか御兄弟とか、そういった方につくっていただく。最終的には御自身が了解して御自身がつくるということになりますけれども、その場合の支給決定のプロセスということでございます。

いわゆるプロセスを見ると、セルフプランのほうの中が、四角が少ないわけですね。手続的には簡素になっている。これは事業所と契約を結んだりという必要がありません、御自

身がつくるわけですから。そういったところが少なくなっていたりとか、あるいは事業所にお願いした場合は、1カ月、2カ月とか半年後とか、その人の状況に応じて計画どおりプランが実行されているかどうか、これを事業所の人、いわゆる確認をするというんでしょうか、そういうプロセスが必要なんです。それに対して、御本人がプランをつくったわけですから、その場合にはそういう事業所の人に来ていただく必要がありません。そういったところで支給決定のプロセスというのは簡素化されています。

各それぞれやり方は違うと思うんですけども、こういった文書の中で、いわゆる上半分が事業所を利用した場合、下がセルフケアプランの場合ということで、同じぐらいの紙面を割いて載せているというところは私の知り得る限りではないということで、この辺は障害福祉計画を、今期の御議論いただく際に、自己決定であるとかそういったところの重要性を昨年来まで皆さんで真剣に御議論いただいた、その結果を具体的に文字に落とすということになっているということで、皆さんの御議論の成果というふうに認識をしているところでございます。

それでは、サービス等利用計画の今後の中身の書類については説明が終わったところなんですけれども、今年度中に、まず国からもお達しがあるんですが、施設に入所されている方から徐々に計画をつくらせていただいて、来年以降は例えば就労継続を利用されていらっしゃる方とか、そういった方を検討しながら、徐々に対象をふやさせていただくとともに、車の両輪としてサービス利用計画ってこういう計画なんですよ、こういうものなんですよということを区民の皆さんにやはり御説明もさせていただきながら、お知らせをしていこうと、この2本立てで25年度当初より展開をしてみたいというふうに思います。

報告は以上でございます。

それから、今後、御議論等になると思いますが、手元にマイク等があるかと思います。先に私のほうから使い方について若干御説明を申し上げたいと思います。

見ていただくと、右から2番目に要求4番というところがあります。御発言されるときには、この4番を押していただくと黄緑色のランプがつかますので、そうしますとマイクが入ります。御発言が終わりますと、その右側、終了後というところがあります。こちらを押していただくとスイッチが切れるというようなシステムになっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○村川会長 ただいま、説明のありました資料の1から4の関係であります、基幹相談支援

センターの運営を初めとしまして、虐待防止、さらにはサービス計画の関係であります、これにつきまして各委員の皆様方から御質問あるいは御意見がありましたら、どうぞお出しただければと思います。いかがでしょうか、どうぞ。

論点の関係がありますので、できましたら、まず資料1の相談支援センターの運営、基本的な事項についてはいかがでしょうか。どうぞ。

○**島田委員** 先ほど、根本係長から具体的な事例を10月から1月の間に6件ありましたという御報告の中で、全部の相談あるいは通報というんでしょうか、関係機関にあつて、そこを経由して障害者福祉課の専用ダイヤルにじゃなくて、障害者福祉課にそこを通して連絡があったというふうに聞きましたけれども、本来やはり件数もそうでしょうけれども、まだ始まったばかりということで、障害者福祉課に設置されている専用ダイヤルあるいは虐待防止センターの存在といいますか、認識がいま一つまだ行き渡っていない結果、直接の通報なり、あるいは相談がないのではないかというような感じも受けたんですけれども、関係機関というのは例えば具体的に施設とか何かそういうところ、具体的にわかればちょっと教えていただきたいと思います。

○**支援係長** 具体的には、区のそういった関係機関ということで御理解いただければいいのかなというふうに思っています。直接、その関係機関は専用ダイヤルも御存じなんですが、やはり知っている職員に聞いてもらったほうがいいかなということで連絡があったということが実態かなというふうには思っています。

あとは専用ダイヤルにかかってくる方は何件かいたんですが、どちらかという区民の方ではなくて区外の方からこの専用ダイヤルにかかってくる、自分の地元の市とか町にはなかなか言いにくいということで、話を聞いてくれないかということで相談とかがありましたけれども、こういった相談は直接地元のところに御相談してくださいということで返してたりはしています。

島田会長がおっしゃるように、まだまだ専用ダイヤルが周知されていない部分もあるかとは思いますが、関係機関に関してはそういった理由で、実際我々の職員に来ているというのが実態かなというふうに思っています。

○**村川会長** 島田さん、よろしいでしょうか。

資料の2、3あたりに移っておりますが、昨年10月から始まりましたので、この虐待防止にかかわる相談窓口の活用ということは大事なことでありますので、大いにというのか、うまく活用していただければと思いますが、ほかにいかがでしょうか。

柏崎さん、どうぞ。

○柏崎委員 プランニングについてちょっと御質問したいんですけれども、私、身体の障害を持つ者なんですけれども、今度は窓口は今、同行支援云々で担当者がございますよね。それについて、その方たちと相談をしながらプランニングを立てるのでしょうか。その辺ちょっと具体的に教えていただければと思って質問しました。よろしくお願いします。

○障害者福祉課長 事務局です。

具体的にどういう形で、この計画をプランニングをしていくかという、そのやり方の御質問だったかと思います。

今の窓口の職員というお話がございました。新宿区の場合は、窓口の基本的に、例えば支援系の職員というか、基幹相談支援センターみずからが特定相談支援事業所という形になっておりますので、窓口のほうに御相談いただきながら、私どものほうで計画をつくらせていただくということになった場合は、私どもが事業者としてつくっていくということになるかと思えます。

法律上は、私どものほうから御案内をする方というのは順次ふやしていくんですけれども、御案内がない方でも、御自身として利用計画をつくりたいと、あるいはつくってほしいというような御要望には、こういったことには対応するということになってございますので。

○柏崎委員 そのときは当事者を入れて、支援系の方と当事者を入れて意見交換するということになりますでしょうか。

○障害者福祉課長 個々のケース、ケースになると思いますが、まず御相談をいただきながらつくっていくのがよろしいかなというふうに思います。

○柏崎委員 わかりました。ありがとうございます。

○村川会長 ありがとうございます。

友利さん、どうぞ。

○友利委員 今、柏崎さんもおっしゃった相談のプロセスの中で、精神障害者の場合ですと、特定相談支援事業所が他の障害に先んじて、少なくとも数カ所はできるわけなんです、新年度から。そうしますと、高齢の程度、ケアマネジメントで問題になるような、毎回これ懸案なんですけれども、同じ法人の中に日中の通所施設と、それから相談の支援の特定相談の施設とが併設された形になって、なおかつ精神の方は非常に被害的な妄想を描くときもたくさんありますので、できれば同じ施設の方が、担当は違っても相談を受けて計画を立てて、今までどおり、例えば平成27年度以降更新の方もたくさん、何千人単位で出てくると思う

んですけれども、今までどおりのケアをしていきたいと思いますというような計画を立てる場合が出てくると思いますが、その場合、同じ法人の中の相談支援員が立てた計画の中で同じ法人の中の施設を使っていいのかどうかということの確認をしたいんですけれども。お願いいたします。

○障害者福祉課長 同じ法人の中でプランニングをして、そこで具体の事業を展開をしていくというようなことができるかどうかというのが趣旨だと思います。

その前に、精神のほうが事業所が立ち上がっていくのではないかというような見通しを今おっしゃっていただきましたけれども、私どもとしても、そういった流れを期待しております。ぜひ多くの事業所が手を挙げていただいて、まず指定特定を取っていただいて、多くの選択肢の中から区民あるいは保護者の方が、どこの事業所にお願しようかということで選択をしていただくというのが一番いいと思いますので、今、お話をいただいたような形で、まずぜひ事業所指定が多くなればいいかなというふうには思っているところでございます。

次に、サービス利用計画を立てながら事業展開をしていくということなんですけれども、法律上の禁止事項ということではないんですが、ただ、たしか相談支援専門員という方がサービス等利用計画をつくりますけれども、サービス等利用計画をつくる相談員がそのまま兼務するような形で、日中の個々のサービス、個別支援計画に基づくサービス、こういったものを立てていくというのはどうなのかなと。その辺については国のマニュアル等でも、そこはいかがなものかと、基本的にはだめですよというふうになっていますので、その辺は法人、事業所の中で適切な、逆に言えば役割分担さえできれば問題ないだろうというふうには現段階では考えている次第でございます。

○村川会長 よろしいですか。どうぞ、続けて。

○友利委員 ありがとうございます。

それとちょっと付随して、今のところ精神は何カ所かできる予定が確かにあるんですけれども、ほかの施設のところで、知的障害者の方、身体障害者の方の更新作業がすべて義務化された場合の受け皿ですね、この方向というのはいかがなものでしょうか。

○障害者福祉課長 今、精神は立ち上がる施設、事業所が幾つか見えていると。身体、知的のほうはどういう状況かということも含めたお尋ねだと思います。

御指摘のように、精神に比べまして、身体と知的についてはまさに手を挙げようというような事業所が必ずしも現段階であるわけではないです。こういったところに、そうはいつでも普及啓発は当然しているんですが、一つはやはり報酬単価の問題等もあって、なかなか手

を挙げていただけないというのが一番大きな、今、理由になっておりますが、ただ、その中で我々も今後工夫をしながら、1社でも2社でも手を挙げていただけるように引き続き今、努力をしてまいるとというのがまず大事なかなと思います。

その上で、区役所のほうで指定特定を取っておりますので、片方では我々みずからがサービス利用計画をつくっていくという流れをつくっていくと。また、同時並行でセルフケアプランというような考え方もございますので、区民の皆様にもそういったことを周知する中で、御自身でつくっていきましょうという方が他方ではふえていくという、この3つの流れの中で対応していこうというふうには考えております。

○村川会長 よろしいですか。

○友利委員 問題はやはり障害をお持ちの方のプランをどういう立場の方、どういうことを知り得た方が立てるかということが、多分一番大きな、当事者の方、家族の方にとっては大問題だと思うんですけども、その辺の方向が決まればまた、ぜひこういう場なり教えていただきたいなというふうに希望しております。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

資料4にもございますが、現段階では率直に言えば区役所と子ども総合センターと、あともう一つという、この相談支援を行うところは限られておりますが、新年度以降、精神障害を初め、こういった指定を受けるところが区内につくられていくことが望ましいと。その中では、やはり御本人が希望されているサービス、必要なところということを十分確認された上で、サービス利用計画がつくられていくことが望ましいと。

友利委員からありましたように、現に精神障害関連の通所サービスなどをやっている法人がこの仕事に参入するということは、要件を満たせば当然できることでありますし、現時点で区役所1カ所ということでは明らかに少な過ぎるのかなというところもありますので、大いに進めていただく必要はある。ただ、その際に直接的な通所サービスを日々行っている人と、相談支援調整をやる人が同一ということについては基準上問題が起り得るので、そのところは考え方を整理していただく必要があると。

基本的にはやはり御本人が希望するところをできるだけ実現をする。また、方法としてはセルフプランという独特のやり方もありますので、そうしたことについても区役所のほうと十分相談しながら進めていただく方法があるということは改めて確認をしていただくといいのかなと、そんなところだと思います。

それでは、天方さん、どうぞ。

○天方委員 まず、障害者虐待防止法ですけれども、一応虐待防止をするに当たってのセンターを立ち上げるということで暫定版が出ていますけれども、虐待であるかどうかということ判断する上で、法律的な必要、法的な解釈といえますか、これは虐待に当たるのかどうかということ専門的に法的にわかる人、具体的に言うと弁護士ですね、弁護士のようなそういう法律家なんかはかかわらなくていいんでしょうか。それとも、防止センターが独自にそういう弁護士等の事務所と連絡をとりながらやっていくのか、委員の中にそういう人を入れなくていいのかどうかというのが第1点目です。

それから2点目は、いわゆる相談支援のセンター、これ3つ今、挙がっていますけれども、新宿区立障害者センターにも相談支援事業があるわけですね。その担当の職員もいます。それから、ピアカウンセリング、これは既に10年ぐらい前から始まっているわけですが、ピアカウンセラーもいると。こういうところが相談支援センターに手を挙げるができるのかというのは、障害者センターは指定管理者なんです。指定管理者であるために、言ってみれば区立の施設で指定管理の契約を交わしている事業所がそういった相談支援事業に携わることができるのかできないのか。

それはあゆみの家ですとか、それから生活実習所なんかも同じです。身体、知的それから重複の障害者、障害児の問題も取り扱う新宿区内の拠点施設はそうですけれども、そういうところはみんな指定管理契約を新宿区と結んでいますので、その辺どういうふうに新宿区は考えているのか御回答をお願いしたい。

○障害者福祉課長 今、2点御質問いただいたかと思えます。

まず1点目が、虐待の定義とか、その辺の専門家の皆さんの御意見等々というお話がございました。具体的には暫定版の、ページが振ってなくて大変恐縮なんです。後ろから見開きで2ページ目になりますでしょうか。左上をごらんいただくと「別表1（第9条関係）」というふうに書いてある表がございます。こちらを見ていただくと、1から6までは区の職員と。それで7から11については区の職員以外の方の名称が書いてあります。

したがって、本当に判断に迷ったときとか、そういったときには今、委員御指摘の例えば法律関係者の弁護士の方に必要に応じてこういったケース検討にも入っていただいて、当然守秘義務の中で、そういった御意見、法律的な見地からもアドバイスをいただくというように想定をしているということでございます。

次に、相談支援事業の件で、いわゆる事業者指定を取る形での相談指定事業、指定特定相

談支援事業所に指定管理者がなれるかどうか、法的にはどうかという御指摘かと思えます。恐らく法律的にこれ、できないというようなことは恐らくないんじゃないかというように私どもは考えております。

以上です。

○村川会長 とりあえずそういうお答えですが、何か。

○天方委員 そうすると、例えば障害者センターが相談支援事業のセンターになると手を挙げたら、それは区として認めるということですね。

○障害者福祉課長 そこは、今この場でマル・バツとはなかなか申し上げづらい部分ではあるんですけども、指定管理者の施設長さんとも、例えば来週も懇談のケースもありますので、そういったところで話をしていこうかなと、意見を聞いていこうかなと、伺っていこうかなというふうに考えているところなんですけれども、今現在、私どもが考えていますのは、指定を指定管理者で取る、取らないというようなことを判断をする前に、サービス等利用計画というのが今後、提出が必要になってくるんですよということを、いわば指定管理者の事業を利用していらっしゃる利用者あるいは保護者の方々等にしっかり御説明をするなりして、まず御理解をいただくと、そういった中で今後の展開というのは決めていくと、考えていくと。やりながら考えていくというような形になるのかなというふうに現段階では考えている次第でございます。

○村川会長 ですから、これは指定管理を受けておられる法人の理事者、あるいは今、課長さんが言われたような、その施設長の方が判断をされて、また要件を固めて、実際に専門的な相談支援に当たるスタッフがいなければだめですから、いるでしょうけれども。天方委員からもありました障害者センター、あるいはあゆみの家その他、そういったところにそういった位置づけができることは望ましいけれども、この場ですべてよしということ勝手に決めちゃうわけにはいかないの、要件が備わっているかどうかということ指定権限を持っている区役所のほうも根拠を確認した上で進められるということですから、そういう協議にこれから入っていただくということでどうでしょうかね。それで、できるだけ早い時点で、先ほど精神障害の分野もありましたけれども、身体障害、知的障害の方々にも十分対応できるような環境づくりをしていただくということがよろしいんじゃないですかね。そんなことでよろしいですか。

それではほかに、どうぞ。

○安藤委員 今の相談支援の位置づけなんですけれども、計画相談支援という形で今、知的障

害のやっぱり相談支援のところがないという、現在そういう状態なんです、やはり本人たちもセルフプランをつくるという認識も十分に浸透していないと思いますし、高齢の方も、活字でこうやってうたっていても、やはり十分に理解していないというのが現状だと思うんです。

それで、虐待防止法のように、こちらのとてもすばらしいパンフができたんですが、すごくわかりやすいような形でパンフレットができれば、本人たちもすごく理解ができると思いますし、高齢になってくると活字だけを追うだけで、やはりなかなかセルフプランというところが多いというのが現状だと思うんです。ですから、そういう本当に具体的にこういった場合はこうだと、やはり図式にさせていただけるととてもわかりやすいかなというふうに思っています。

○村川会長 ありがとうございます。

御提案ということで区役所のほうで受けとめていただいて、できるだけ早い期間に何かわかりやすい手順をとっていただければと思います。

ほかにございましたら、どうぞ。

それでは、ほかにも議題がございますので、とりあえずこの関係については一区切りとさせていただきます。続いて2番目の議題である、新宿区内の障害者福祉施設基盤整備の現況報告についてお願いいたします。

○障害者福祉課長 それでは、資料は本日、机上配付をさせていただきました資料5という大きな資料、裏表でA3横になりますけれども、こちらをお願いいたします。

本日、御報告の趣旨は、必ずしも今、区内にこういった施設がありますよということすべて報告するということではございませんで、例えば今年度あるいは昨年度、こういった最近どういう形で基盤整備がなされてきているのかという、直近の情報について御報告を申し上げたいと、そういう趣旨でつくらせていただいたものでございます。

資料でいうと、一番右側に「事業開始年月日等」というような欄があるかと思います。こちらに最近できたような、そういう事業所については、いつできましたよというようなことで書かせていただいているということです。例えば中ほど、障害児のための施設ということで「新宿区立子ども総合センター」、そして「中央愛児園児童デイサービスセンター」、そして「テラコヤキッズ」については平成24年4月1日付ということで、それぞれのサービス種別に応じて事業を開始していると、非常に新しいということでございます。

それから、飛びまして「東京ワークショップ」、こちらが平成25年1月から定員増とい

う形の対応をしております。

裏のページをお願いいたします。

以下、一番右側の欄に年月日を書いてあるところについて御紹介いたしますと「ゆあフレンズ」、これが就労Bで定員20と、これが23年9月1日から開始と。「みのり舎」、同じく就労B、そして自立訓練の生活訓練、これも24年4月1日と。次に「ストローク・サービス」、これは区内ではまだ1カ所目ということですが、就労継続支援A型ということで定員13名で、西落合2丁目で24年4月1日からスタートと。それから「自立支援カレッジチャレンジ」と、これが23年11月1日から行っております。それから「ハビトゥス市ヶ谷」、これが就労移行支援で、これが24年5月1日から、そして「SAKURA新宿センター」、これが就労移行支援、24年6月1日からということで立ち上がっております。

そのほか、住まいの民営施設ということで、上から5行目ですが「からふる」、こちらがグループホーム、ケアホームですが定員7で西新宿4丁目に6月1日に立ち上がっております。2つ飛んで「グループホームGHつる」ということで、これが8月から共同生活介護が追加になっていると。それから「落合ハウス」、これについて都単独は、これは逆に平成24年中には終了予定と。それから「ふるさとホーム大久保」、これについてはことし4月に「ふるさとホーム新宿」の別ユニットとして運営を開始しております。それから、最後に「ねっこや」ということで、これも共同生活援助になりますが、平成24年11月1日、という意味では一番新しいのがこちらの「ねっこや」ですが、こちらのほうで事業が立ち上がっているということでございます。

それから、あと追記でお願いしたいんですが、すみません、住まいの民営施設、上から7行目「中落合あしたホーム」でございます。こちら、平成24年4月1日からこちらもスタートということでございます。申しわけありません、追記等お願いできればと思います。

今、申し上げたのが主に民間の施設の基盤整備状況ということでございますが、そのほかでも区が直接あるいは間接にかかわっている施設として4施設、今、展開をしていますので簡単に御報告申し上げますと、まず弁天町における知的障害者の入所支援施設、こちらの計画がありまして、予定では平成27年3月開始ということでございます。

2点目として、西早稲田、知的障害者作業所、これは新たに事業化を決定したものでございますけれども、こちらが26年4月開始の予定で、これから展開をしております。

それから百人町の精神障害者支援施設、これも平成27年7月目途に開始予定で今、進めております。

最後になります、高田馬場福祉作業所、こちらの移転とともに定員数の増と。具体的には54の定員を60にするという計画で、これはことし11月に移転予定ということで、今申し上げた4点については、資料にはないんですけども、口頭で区のほうで対応させていただいている進捗状況について御報告を申し上げた次第でございます。

以上でございます。

○村川会長 ありがとうございます。

ただいま、説明のありました資料の5によりますと、この24年度中に新たに事業開始されたところがかかなり多数に上っております。また、加えてそれとは別に4地点において入所施設を含む対応を区のほうで進められているということでございますが、この関係につきまして、何か御質問、御意見がありましたら、どうぞ。

○天方委員 障害者福祉課が関与している事業と申しますか、公的な施設ということで今、挙げられていますけれども、実は私、仕事センターがかかわっている事業で「ふらっと」という事業があるんです。これは町なかに小さな店をオープンして、地域住民と障害者が交流する場をつくるというのですけれども、この「ふらっと高田馬場店」が2件目にできた施設なんですけれども、家主さんが亡くなられて後を継ぐ人がいないということで閉じるということになったんです。

結局その「ふらっと」に所属している障害者はみんなそれぞれ、知的障害であれば知的障害の施設に、身体障害であれば身体障害の施設もしくは今行っている事業の中に組み込むという形で、自主的に「ふらっと」という事業を縮小していつているんです。

我々としては、「ふらっと」というのは法外の施設ではありますけれども、やっぱり重度の障害者が「ふらっと」というお店の事業に参加することによって、社会的経験を積んだり地域住民、障害を持たない人との交流の場をつくるということで非常に大きな意義を持っていると思うんです。それをたまたま大家さんが亡くなったから閉店しますというのは、ちょっと理論的に納得できない。やっぱりもし、そういう事態になったら、新たにやっぱり区として責任を持って、もしくは仕事センターとして責任を持って新たな場を確保して、引き続きそこでわずかなお金ですけども工賃をもらって働ける場を、地域住民と交流できる場を確保すべきじゃないかなというふうに思っていますけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○障害者福祉課長 事務局です。

今の委員の御指摘については、まず、すみません、先にちょっとおわびを申し上げたいんですけども、所轄が仕事支援センターと、具体的には地域文化部の所管ということになり

ますので、そういう意味で、ちょっと責任を持って私のほうでお答えがしかねる部分があるんですが、今の御意見とかお話を伺いましたので、そういった御意見について地域文化部のほうにまずお伝えはさせていただきたいと思います。

その上で「ふらっと」について、障害者のいわゆる就労という大きなくくりの中で今まで果たしてきた役割、それから今後果たす役割というのは、これは決して小さなものではなく、大きなやはりこれは効果があるもので意義もあるものだというふうに私どもは認識しておりますので、そういった認識の中で、こういった御指摘もあったということを、繰り返しますがお伝えをさせていただければというふうに思う次第でございます。

○村川会長 そういってお答えですが、よろしいですか。

○天方委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○村川会長 この関係は、今の御質問、天方委員からありましたが、きょうの資料としては、この資料5の1ページ目、表側の中の4つ目の区分の最初に、これは日中活動の民営施設の一つとして、公益財団法人としての新宿区勤労者・仕事支援センターとして既に事業開始されている就労移行支援と就労継続支援B型があって、それとはまた別個に、これは区の独自事業ということなのか、あるいは法人の事業ということなのか、「ふらっと」の取り組みがあるわけですから、一度それはそのようなものとしてきちんと、きょうは地域文化部の方が来ていないですので、これははっきり言うと、私も以前の旧チャレンジワークでは副理事長を仰せつかって、つい最近とか去年の3月までこの仕事センターのほうの評議員長という役をしておりましたが、障害者福祉施策を本当に推進できるのかどうかという人事方針が不明確、問題点を生じたというふうに私、理解をしましたので退任をいたしました。

ですから、私としても非常に疑問な点は多く——天方委員の論点とは少し違いますけれども、持っておりますので、これはきちんと、今回は無理だと思うんですが、次回、地域文化部の方か、あるいは直接仕事センターの方から、今の天方委員からの御質問も含めて、どういう事業内容であるのか、それを御説明いただく必要があるのかな。それをしないと財団法人として法的な地位は固まったし、一面取り組みが進んでいるわけですがけれども、しかし具体的などころでは今、指摘があったような後退しているような面がないとは言えないので、そこをどうしていくのか。

ですから、地域文化部がはっきり言って、最終的に障害者福祉に責任を持ち切れるのかどうか、それは責任者が来て、きちんとこれは説明をしていただく必要があるんじゃないでしょうか。少しこちらから遠ざかるような感じがあって関係者がいろいろ尽力はしたけれど

も、初期のチャレンジワーク等の関係者が、ほとんどかどうか、かなりやめてしまっているというふうな問題点もあるように私も見ておりますので、これはちょっと放置できない問題があるのではないか、それはきょうこの場合の問題とは別でありますけれども、昨年3月時点で私は非常に不明朗なものを感じましたので、こちらの部長さんに迷惑をかけてもいけないので、直接副区長にこの関係の問題提起をいたしました。明確な回答が得られませんでしたので、関係者には大変申しわけありませんでした。私も十数年にわたりまして、この関係、協力を申し上げましたが、今後の仕事センターの方向については非常に怪しいものを感じましたので退任をいたしましたところであります。報告がおくれましたが、この場をかりて一言申し上げておきたいと思えます。

ほかに、区内の福祉施設等の関係について何か質問、御意見がございましたら、どうぞ。

飯田さん。

○飯田委員 何点かございますけれども、先ほどからの御説明いただいている内容も含めてなんですが、障害者の計画相談支援を行うということで、計画は生涯にわたってのライフプランをつくるためのものであると認識しておりまして、そういう観点から見たところ、今たまたま就労の話も出ておりましたので、新宿区で「ここ・から広場」にできた就労センターの現在の働きというか、そういう生涯的なことで、生涯的なライフプランの中で見たときに、子どもが育っていく中で、18歳からその後どうすればいいんだろうということ考えたときに、かなりこの就労支援センターの方向性について興味を持っていたんですが、他区では例えば、就労支援センターということで通所施設で作業訓練ですとかトータル的な生活訓練を踏まえてまず見てくださって、そこから就労に向けてハローワークとかいろいろ連携をとって、きちんと就労を探していってくれて、なおかつ利用者様の生活面での広がりというか余暇活動もケアをしながら就労していくに当たって定着支援ですとか、万が一定着できなかった場合は、その後のフォローですとかまで見ていらっしゃるという取り組みもあるんですけども、現状の新宿区の就労センターはどの範囲までされているのかということ参考までに伺いたいということと、あと、こちらの資料5にもある中央愛児園は、中央愛児園のある全国財団の建物が老朽化によって建てかえるので移転の話が出ているんですが、かなりこちらは中央愛児園も含めて、障害者施設、医療機関ですとか、いろいろな施設が入っているんですね。そういった場合、もし全国財団が他区に移動した場合のそういったケアは、こちらの区としてあそこがなくなるという情報が来ているのかということ何か余りこういう委員会に参加させていただいてもそういう話が出ずにあるという形でいつも載っているの、

情報かたがたさせていただきます。

あと、虐待関係ですがやはり身近なところで、学童に行ったらちょっと指導員に殴られたとかそういうケースがやはりそちらに上がっていないことでも、ちょっと先生から手をあげられたとか、いろいろやはり意思疎通ができない部分で、子どもたちはいろいろな思いをしていますので、本当に特別支援関係ですとか、本当に関係各所に理解ある御指導をいただけるように方向性を持って御指導いただけたらと思います。

あと、事務局的な、ちょっとこれとは方向性が全くずれてしまうことで申しわけないんですけども、私、新宿区内で移転をしたんですが、その際に住民票を移した段階で子ども家庭課の書類関係は自動的に住民票の移動とともに住所変更もしていただいたんです。ただ、こういう福祉関係のことが全く住所変更とかがなされていなくて、自分ですべて手続をしなきゃいけないという状況があったんです、自分の個人の経験からして。そういう区内の障害者情報のつながり方というか、そういうことをちょっと確認をさせていただきたいというのがありました。

やはりなかなか障害者の家族のものですと、なかなか手いっぱいなときに、住民票が動いたから子ども家庭課の書類関係はちゃんともう動いているから、全部福祉関係も動いているんだろうというのが実は漏れがあったというのが、やはり私は保護者の立場なので、子どもが大きくなったときに、いろんな手続ができないまま親は先立ってしまうということになると困るので、ちょっとそういう現状がどうなっているかを確認させていただきたいと思います。

○村川会長 幾つかございましたので、4点目のことはちょっと個別的な事情もあるかと思うので、個別に相談、調整をしていただければと思いますが、基本的に就労支援、中央愛児園の関係、それからこれは学校でしょうか、それとも学童保育どちらですか。

○飯田委員 両方です。

○村川会長 両方ですか。両方における障害者虐待の疑いといったことがありましたので、きょうは教育委員会は来ていないですかね。見えていれば後ほどお答えいただきたいと思いますのですが、それではその3点を中心に。

○障害者福祉課長 まず、仕事支援センターのお話というかお尋ねが最初にあったかと思いますが、また、初めにおわびをしなければいけないんですが、仕事支援センターの所管ではちょっとないんですけども、仕事支援センターでは御案内のように、自立支援法に基づいている就労Bと就労移行支援のほかにも一般的な就労支援、あるいは若年者に対する、「あんだ

んで」も含めた多角的な、障害をお持ちの方を含めて就労支援の全体的な統括的なコーディネートをしているというふうに認識をしております。

個々には、今どういう形でどのような展開をしているのか、細部についてはわからない部分があるんですけども、それでもその中で効果は一定程度上がっているのではないかとというふうに担当のほうからも伺っている次第でございまして、私のほうとしては、折々で情報交換をさせていただきながら一体となって推進をしていかなければいけないだろうというふうに考えているところでございます。センターについては以上でございまして。

それから、中央愛児園の移転のお話ですけども、これは結論はまだ移転するかも含めて、私どもの認識としては確定していないのかなという認識を持っています。ただ、耐震等々の関係でお引越しというような御相談も来ていることは事実なんですけれども、現時点において、いつどこにということが確定した情報はまだ把握はしていないという状況になりますが、今、御意見がございましたので、その辺について、また再度情報の収集はさせていただこうかなというふうには思っておりますので、よろしく願いいたします。

○村川会長 それでは、学校教育の関係、お願いします。

○小池委員 ただいま、虐待の件でお話がございました。それで、御案内のとおり、昨年のいじめから始まりまして、ことしに入りまして体罰ということで、教育委員会はかなり課題として認識してございます。

私ども、教員等に申し上げているのは、やはりそういったアンテナを広く広げてほしいということで、仮に周りにそういった、少しでもそういった情報があれば、すぐ子ども総合センター初め関係機関に連絡するというので、決してあること自体を隠すようなことは絶対するなということを申し上げていますので、今回の体罰につきましてもそういった方向でやっておりますので、もしそういう兆候がございましたら上がっていくような形で対応してまいりたいと。また、逆に保護者の方でそういったものが感じられるような点があれば、教育委員会のほうにすぐに連絡をいただきたいというふうに思います。

○障害者福祉課長 それでは、今の学校教育に関する虐待防止の取り組みで、補足で御説明をさせていただきますと思います。

学校長にも、この法律の中でそういった虐待等が起こらないように未然に防止をしていくとか、そういったような取り組み規定はございます。そういった観点で、法律が施行される以前に校長先生が全部集まる校長会という会がございまして、教育委員会のほうと連携をとりまして、そちらのほうに私ども、行かせていただいて、この法律についての御説明、周知

について事前にさせていただくなどしながら、教育委員会と今後も連携を図っていきたいというふうに考えております。

○**村川会長** この障害者虐待防止法の範囲というか、その中で扱われるかどうかということはあるけれども、現実に学校教育なり、あるいは学童保育というような場で虐待あるいはその疑いがあるとすれば、今、教育委員会の説明もありましたが、これは個々のお子さんの被害状況、それから御家族等を含めたプライバシーを配慮しながら、できるだけ速やかに申し立てる根拠があるのであれば、どうぞ学校なり教育委員会なり、あるいはまた子ども総合センターを含めた関係機関に明らかにしていただく必要があると思うので、これ以上はちょっとこの場で深めるということは難しいと思いますので、適切に、また迅速に御対応いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、中央愛児園の関係は、たまたま所長をされているかと思うんですが、前の東大教授の栗田先生、ちょっと私も知り合いですので、直接伺ってみてどんな動きか、あるいはこれは以前には国等の補助もあったようですから、そういうことも含めて新宿区内にとどまるのか、あるいは別なところをお考えなのか、これはよく確かめた上で、また区を通じて皆さん方にもお伝えをしていきたいと思います。

ほかに、どうぞ、飯田さん。

○**飯田委員** 小池委員や会長におっしゃっていただいたことにリマインドという形なんですけれども、やはり保護者の皆さん、学校に物を言うとか教育委員会に物を言うということによって、子どもを人質にとられているような感覚を持っていらっしゃるの、それが逆に大ごとになってしまうんじゃないかということを恐れて我慢をするというような状態なんです。きょう私がこの場で言っていたことを信頼して、もしそういうことが起こった場合、このようにおっしゃっていたということを伝えてもよろしいでしょうか。よろしいですか。子どもたちをよろしく願いいたします。

○**村川会長** よろしく願いします。

ほかに何かこの関係でございましたら。

それでは、よろしければ次の3つ目の議題に移ってまいりたいと思います。

昨年成立しました障害者総合支援法、正式名称としましては「地域社会における共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」、大変長ったらしいタイトルの法律ではありますが、それが施行されるということでもありますので、その現況報告をお願いいたします。

○障害者福祉課長 それでは、時間のほうもあと15分ということでございますので、それをちょっと念頭に置かせていただいた上で説明をいたします。

まず、資料6は官報で中身が政令ということでございます。

それから、資料7については、これは厚労省からの通知ということで、中身の説明はこの6と7は省略をきょうはさせていただいて、資料8、パワーポイントのような横判の資料がございます。こちらだけ御紹介を申し上げたいと思います。

こちらが、私ども、今、障害者福祉課の現場としては一番の大きな今、課題ということになっておりますけれども、この1ページ目の下、「当面の措置」というところをごらんいただきますと「障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の措置として、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲として平成25年4月から制度を施行した上で、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、見直しを行うものとする。」という、これ国の資料なんですけれども、半分わかったような、半分わからないような内容だなというふうに思っているんですが、1ページお開きいただけますでしょうか。

こちらを見ていただくと、ちょうど連番で1番から130番までの病名が書かれておりまして、これが4月1日以降、総合支援法に基づく障害者の範囲に入ってくるということでございます。したがって、今まで特に身体障害の方々については、自立支援法のサービスを受給するに当たっては、身体障害者手帳をまずおとりいただいて、それに基づいて支給決定等をしてまいりましたが、今後は必ずしもというか、身体障害者手帳がなくても、こういった御病気に該当しているという方については申請が受けられると。もちろん申請が受けられるということですから、皆さん全部支給決定されるということではありませんけれども、少なくとも入口の段階でこういった方々の御申請が受けられるようになるということでございます。

次のページをお願いいたします。今度はタイトルが非常に長いんですけれども、障害者総合支援法の対象疾患、そしてあと難病の対象疾患の対応表ということになっております。一つ一つの御説明は省略をさせていただきますが、結論としては、現在の難病患者と居宅生活支援事業の対象疾患となっている御病気については、基本的には総合支援法でそのまま取り込んだ形でやっていきます。

本来は、これ以上に難病の数って、御案内のとおり多いです、300とか400とか、場合によっては1,000、2,000と言われておりますが、当面はこのような形で整合性をとった形で

やっていきましょうということですから、今後、難病の範囲というのが当然ふえていくということも想定できますし、医療費助成の対象も今後ふえていくだろうということは想定されるんですが、いずれにしても、この方々が対象になりますので、我々現場レベルとしては、こういったことの周知を図りつつ、実際に御申請があったときにしっかりと新しい疾病でありますけれども、認定のマニュアルというのが昨今厚労省からも示されましたので、それを見ながら審査会で最初は丁寧に判定をしていくという、そういう事業が4月からふえていくということでございますので、これは我々の職務としてしっかり周知をしながら適切にこの辺についての支給決定等を行っていくということになります。

以上でございます。

○村川会長 それでは、資料の6、7、8の関係でありますけれども、総合支援法の施行という新しい段階を迎えるという事柄と、特に難病の関係の給付というものが大きく出てまいりますので、その辺に御注目をいただく。また、4月以降、手続なども進んでいくというわけではありますが、この関係について何か御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

そうしましたら、この関係は急に資料が送られているわけでありますけれども、対象となる病気、疾患の種類も多いという事柄や、伝え聞くところによりますと、今月2月12日に国のほうの全国会議なども開かれて、さらなる情報も出てくるやにも聞いておりますので、この関係についての御質問、あるいはまた4月以降の対応等については、何か疑問点がございましたら、直接障害者福祉課のほうにお問い合わせいただくということでもよろしいでしょうか。

きょうどうしても聞いておきたいという点がございましたら、高畑委員、何かございますか。よろしいですか。

○高畑委員 医療費の自己負担分が今度どうなっていくのかな、多分、御本人さんたちはサービスはありがたいんだけど医療費部分が大変になるのかなというふうにならちょっと聞いていますので、直接この会議ではないので。

○村川会長 これまでは難病の関係は主に健康部のほうで対応されてきたかと思っておりますので、健康部、福祉部、十分連携をとって、4月以降の対応をうまく進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

何か予定されました議題以外にございましたら、どうぞ。

○安藤委員 先ほどの仕事支援センターのことなんですが、前回、障害者の雇用率ということでアップしたというお話は聞いたんですが、継続支援に関するパーセンテージですかね、ど

のぐらいのパーセンテージですかね。次回までにということをしてたしかお話ししていただいたかと思うんですが、もしおわかりになれば、お知らせいただきたいと思います。

○障害者福祉課長 大変申しわけございません。現在、数字がございません。至急つくりまして、情報提供させていただきたいと思います。申しわけありません。

○村川会長 それでは、御質問のあった委員には、具体的な資料等を開示していただいて、また、次回の協議会で就労支援関係、きょう幾つかございましたので、地域文化部なり、あるいはしかるべき責任者に出てきていただいて説明していただくということでいかがでしょうか。

ほかにございますか。よろしいですか。片岡さん。

○片岡副会長 先ほど飯田委員のほうからありました、学校とか施設とかで障害を持った子どもさんの虐待が起きるということなんですけれども、前にもちょっと申しましたけれども、やはり育てにくかったりとか問題を抱えておられるお子さんについては、やはりどうしても被害を受けやすいということも事実あるというふうに言われているんです。これは、だから家庭とか、それから学校とか、そういうところを逆に支援していくようにと、この法律の趣旨と同じことが言えるわけなんです、実は私、ほかのところで子どもの権利擁護委員というのをさせていただいて、弁護士さんと一緒に。そうしますと、その中でやっぱりそういう子どもさんに関して、場合によっては私学の幼稚園なんかでも障害を持った子どもさんが最近、大変受け入れられていて、その中で幼稚園側であったり、あるいはそれから保護者同士の中で排除が起こったりというようなこともあって、そういうことで御相談が結構あるんです。

最近、子どもの権利ということが見直されるようになってきてまして、ここの直接の所管ではないと思うんですが、そういう場合に、やはり委員が間に立って教育委員会さんとか直接現場と調整をするというような役割をとることが時々あります。それから、こちらの区がちょっとその辺のことはどうなっているかがわからないんですが、最近23区の中でも幾つか子どもの権利相談窓口をつくるという動きがありますので、もし新宿がそういう動きがまだないとすれば、そんなことも含めて考えていただけると、さっきの人質論がありましたけれども、やっぱり直接学校とか教育委員会になかなか言いにくいというのが、やっぱりお母様方あるいは保護者の方の気持ちだと思うので、ちょっとその緩和というか仲介者がいるとうまく調整ができて、場合によっては転校とかそういうことも起きておりますので、必要なというふうに思います。ちょっと意見だけですけれども。

○村川会長 ありがとうございます。

それでは、春田さん。

○春田副会長 仕事支援センターの話が出ていましたけれども、私、理事の一員ですので、ちょっと頑張りたいと思います。漠然としていますけれども、いろいろな意味が含まれていると理解してください。まだ2回ぐらいしか出ていませんので、よくわからない会議なので、よく頑張っていきたいと思います。

以上、頑張るといっただけの話でごめんなさい。

○村川会長 ありがとうございます。

お二人の副会長さんから、今後にかかわる大変重要な御示唆をいただきましてありがとうございます。

それでは、きょうの議論につきましては、これで一区切りとさせていただきまして、次回以降等のことで何か事務連絡等ございましたらお願いします。

○障害者福祉課長 事務局でございます。

今、会長のほうからもございましたように、来年以降のお話も含めて予定ですが申し上げたいと思います。

現在の計画は第3期計画ということでございますが、今後第4期ということで、障害福祉計画につくり直す作業を来年度取りかかる必要がございます。したがって、来年度、生活実態調査——前にも行いましたが、それをやらせていただくとともに、26年度に第4期の計画策定作業、27年3月完成を目指すということでございます。

あと、皆様の任期ですね、こちらが7月22日までというふうになってございますが、任期満了までにさまざま御議論がありましたので、できれば5月の連休明け、5月の最終の週ぐらいになるかと思いますが、その辺で一度、現体制で開催をさせていただいて、そして改選ということにさせていただければというふうに考えております。日程等については、また追って御連絡をさせていただきますが、恐らく5月20日あるいは5月24日の午後あたりでやろうかなというふうに今のところは考えている次第でございます。なるべく早く日程調整をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○村川会長 それでは、今回は5月下旬になろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

ちょっと順序が逆になってしまいましたが、小柳部長さん、何かございましたら、ごめんなさい。

○小柳委員 いろいろと御意見いただきましてありがとうございました。

最初にケアプランについては、まさにこれから3年間にわたって1,800件、これをやっていくためにはセルフケアプランも含めて、皆様方の御協力をいただきたいなと思っております。

それから、昨年10月から始まりました虐待防止法に基づいたセンターですが、これについてもマニュアルを今、整備したり、事務的にも専門性を含めて整えつつありますので、皆さん方の情報を得た上で、我々もアンテナを高くして進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

あと、法改正については、これは本当にまだ見えないところもありますので、これから政府のほうからまた、厚労省のほうからもいろいろと情報が来ると思いますので、その辺はしっかりと勉強させていただきまして、プログラム等の変更等もあるかと思いますが、その辺も含めまして、また皆様方に御説明または御協力のほうをお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○村川会長 ありがとうございました。

それでは、長時間にわたりましたが、これにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午後 3時28分閉会